

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組等について（令和4年1月14日改正）

教職員は幼児児童生徒と接する機会が多いため、一度感染した場合は、その影響が大きいことから、より一層の注意が求められることを教職員一人一人が意識し、自らの健康管理の徹底が他者への感染拡大を防ぐということを肝に銘じるとともに、下記の点に留意し、責任を持って行動してください。

記**【職場における基本的な感染防止対策について】**

- 発熱や咳等の風邪の症状がある場合には、職場に出勤せず、身近な医療機関を受診すること。
また、同居家族に発熱や咳等の風邪症状が見られる場合も出勤しないようにすること。
- 教育活動を通常どおり実施することから、出勤者数の削減等に係る目標は設定しないが、引き続き職場における感染防止対策に取り組むこと。
 - ・普通教室や会議室等を執務室として積極的に活用するとともに、席を少し離したり、ずらしたりして教職員同士の対面を避けるなどし、可能な限り他者との間隔を確保（概ね1～2メートル）する。
 - ・手洗いや執務室等に出入りするたびの手指消毒を徹底し、協議等を行う場合は、マスクを確実に着用するとともに、室内の換気を定期的に行う。
 - ・電話等の複数の教職員が触れることがある物品や機器については、定期的な消毒を行う。

【人と人との接触機会の低減について】

- 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。特に、20時以降の外出はさらに削減すること。なお、通勤や医療機関の受診まで制限するものではない。
また、必要があつて外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けるなど、可能な限り人と人との接触を避け、距離を置く（1メートル以上、できるだけ2メートル以上）ことを心がけること。

【飲食店等の利用と感染防止について】

- 同居する家族以外での会食等は控えること。ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、以下に掲げる物理的な対策等がとられている飲食店等を利用する場合や、居宅や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止（アクリル板等の設置または他者との間隔を1メートル以上もしくはマスク会食）、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとしなない。
 - ・広島県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」
（当面の間、「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を含む。）
また、「広島コロナお知らせQR」の利用ほか、飲食店等が行う感染予防対策に協力すること。
- 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること。
- 県の要請に係る営業時間以外の時間に、当該飲食店等にみだりに出入りしないこと。
- 営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。

- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を行わないこと。
- 飲食店等において大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えること。
- 参加者及びその連絡先が把握できない状態では、会食は避けること。
感染リスクが高まる「5つの場面」（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）を避けるなど、注意力の低下や気の緩みなどによる感染リスクに注意すること。

【他地域との往来等に係る感染防止について】

- 県境を越える移動は、最大限、自粛すること。どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地で検査を受けること。
他の都道府県からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮し、感染防止策を徹底した行動を行うこと。
県内の市町をまたぐ移動は、日常生活上必要な買い物など外出の半減と合わせ、極力、控えること。
なお、上記の往来は通勤や医療機関の受診まで制限するものではない。
- 屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れがあるイベント等に参加しないこと。

【誹謗中傷・差別の禁止について】

- 新型コロナウイルス感染症の罹患は誰にでも生じ得るものであり、誤った情報や不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることはないよう冷静に行動するとともに、感染者及びその家族、医療福祉関係者、外国人などに対して、絶対に誹謗中傷・差別しないこと。
また、ワクチンを接種していない人、接種できない人に対しても、絶対に誹謗中傷・差別しないこと。